

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

| | |
|---------|---------------------------|
| 法人名・施設名 | 社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 |
| 監査の種類 | 社会福祉法人指導監査 |
| 監査実施日 | 令和5年8月25日 |
| 実地・書面の別 | 実地 |
| 監査担当課 | 鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課 |

総評

- ・ 理事の構成について見直しを行うこと。
- ・ 附属明細書は適切に作成すること。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

| 文書指摘事項 | 是正・改善状況報告 |
|---|---|
| <p>1 施設を設置する法人にあっては、当該施設の管理者が理事として1人以上選任される必要があるところ、少なくとも令和元年以降、管理者が理事として選任されていなかった（貴法人においては、社会福祉施設たる栄保育所の管理者（園長）を理事とする必要あり。）。</p> <p>ついては、施設経営の実態を法人の運営に反映させる観点からも、貴法人が設置する施設の管理者を理事として選任すること。</p> <p>なお、本件指摘は前々回（平成28年度）も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は、「理事の選出区分を見直し、次期改選期から施設長が理事として参加するようにする。」旨の回答をしているにもかかわらず改善されていない（※）ので、必ず改善のための措置を講じること。</p> <p>（※） 貴法人以外の施設の管理者を理事としても、本要件を満たすものではない。 （法第44条第4項第3号）（審査基準第3の3(2)）</p> | <p>理事の選出区分を見直し、遅くとも次期改選期から栄保育所所長を理事として選任する。</p> |
| <p>2 附属明細書について、次の不備があった。</p> <p>（1） 補助金事業等収益明細書が集約して作成されておらず、かつ、合計欄に誤りがあった。</p> <p>（2） 積立金・積立資産明細書（法人運営事業拠点区分）において、社会福祉振興基金積立資産の計上が漏れていた。</p> <p>ついては、附属明細書は適切に作成すること。</p> <p>（会計省令第30条）（運用上の取扱い26(2)）</p> | <p>附属明細書の補助金事業等収益明細書、積立金・積立資産明細書（法人運営事業拠点区分）は、令和5年度決算から、運用上の取扱いに基づき、適切に処理する。また、内容に誤りがないようチェック体制を強化する。</p> |